

御嵩町副業人材活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内事業者が経営課題の解決及び成長戦略の実現のために副業人材を活用することを支援し、もって町内の経済活動の活性化を図るため、御嵩町副業人材活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成 5 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 町内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者をいう。）及び個人事業主をいう。
- (2) 副業人材 中小企業者等との間で契約を締結し、主たる労働以外の時間を活用して、当該契約に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 町税等 御嵩町町税等滞納対策推進本部設置要綱（平成 19 年訓令甲第 22 号）第 1 条に規定する町税等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 個人事業主にあつては本人、中小企業者にあつては当該事業所に町税等の滞納がないこと。
 - (2) 補助金の対象となった事業終了後 5 年以上、引き続き町内において事業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第 5 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者は、対象としない。

(補助対象事業等)

第 4 条 補助対象事業は次のとおりとする。

- (1) マッチング事業 中小企業者等が副業人材募集サービス運営事業者、人材紹介事業者等（以下「マッチング事業者」という。）を介して副業人材を募集する事業をいう。ただし、労働者派遣事業者を介する事業を除く。
 - (2) 副業人材活用事業 中小企業者等が副業人材の専門的な知見及び実務経験を活用して実施する事業であつて、町長が適当と認めるものをいう。
- 2 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 1 事業者につき補助金の交付を受けることができる回数は、各事業それぞれ 1 回までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町副業人材活用事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 経費内訳書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 申請者の事業概要がわかるもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、御嵩町副業人材活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が交付決定前に当該交付申請に係る事業に着手している場合は、補助の対象としない。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助対象経費に著しい変更（補助金額の10分の2以上の増額又は減額を伴うものをいう。）があるときは、御嵩町副業人材活用事業変更等承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに中止、廃止又は変更の可否及び変更後の補助金の額を決定し、御嵩町副業人材活用事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日いずれか早い日までに、御嵩町副業人材活用事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に、実績調書（別記様式第9号）及び次に掲げる事業に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) マッチング事業

ア マッチング事業者との間で締結した契約書等の写し

イ マッチング事業者への支払を証する書類の写し

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 副業人材活用事業

ア 副業人材との間で締結した契約書等の写し

イ 副業人材の活動に要した経費の支払を証する書類の写し

ウ 副業人材の職務経歴書

エ その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査したうえで補助金の額を確定し、御嵩町副業人材活用事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該補助対象経費が交付決定に係る補助対象経費より減額となったときは補助金の額を減額し、増額となったときは交付決定額を超えて補助しないものとする。

（交付請求）

第10条 前条の額の確定通知を受けた補助事業者は、御嵩町副業人材活用事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を町長に提出して補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類（電磁的記録により整備した帳簿及び証拠書類を含む。）を整備し、5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
マッチング事業	中小企業者等がマッチング事業者へ支払う求人登録料、掲載料及び手数料等	補助対象経費に2分の1を乗じて得られる額	50,000円
副業人材活用事業	<p>(1) 補助対象事業に従事するため、副業人材の居住地から勤務地まで公共交通機関等で移動する際の最も経済的かつ合理的と認められる交通費（鉄道賃、航空賃、バス料金、タクシー料金及び船賃等の実費。レンタカー利用料、有料道路通行料等は対象とし、燃料代を含まない。）</p> <p>(2) 補助対象事業に従事するための宿泊費（食費を除く。）</p> <p>(3) 副業人材の報酬又は委託料</p> <p>(4) 副業人材の活動に必要と認められる経費</p>	補助対象経費に2分の1を乗じて得られる額	50,000円